# 住民監査請求に係る監査結果

# 第1 監査の請求

- 1 請求人 監査結果通知に記載のとおり (代表者他3名)
- 2 請求の提出

平成 21 年 2 月 24 日に、地方自治法(以下、「法」という。)第 242 条第 1 項の規定により、請求があった。

# 第2 請求の趣旨

(1) 公金の賦課徴収を怠る事実

本件請求は、請求書に添付された土地の給水装置工事申込に係る木津川市水道事業分担金徴収条例(以下、「分担金条例」という。)に規定する分担金(以下「本件分担金」という。)の徴収をしないことは違法であるとの勧告及び本件分担金の納入義務者に対して市が納入を求めるよう勧告することを請求するものである。

- (2)請求人による証拠の提出及び意見の陳述
- ①証拠の提出 平成21年3月19日

新たな証拠の提出について確認したところ、木津川市給水条例、同施行規程及び 新聞記事の写しが提出された。

②意見の陳述

以下のとおり、請求人による意見の陳述を実施した。

日時:平成21年3月19日 午後1時30分

場所:木津川市役所 会議室4-4

陳述内容

# (請求人代表)

今回の監査請求事例については、給水の装置が既に存在していた区域における店舗に関わる問題である。旧山城町では分担金の適用がなかったため、本区域で過去に分担金は支払われていない。木津川市水道事業分担金徴収条例の根拠である地方自治法第 224 条には、「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。」という条項がある。この条項に基づき木津川市では分担金徴収条例が制定されている。法 224 条の条文で「必要な費用に充てるため」の費用とは、「新築費、改築費及び修繕費のほかその管理に要する一切の費用をいう。」と行政実例にあり、新築費のみの分担金ではなく、それ以外でも適用されると理解されるので、既に設置されていても、分担金が支払われていない以上、今後発生する修繕等の一切の費用に充てるため、この地域については分担金が必要であるという意味で理解をしている。

今回の事案について、このまま放置されてしまうと、木津川市で第 1 号という

可能性もあることから、今後同様の事案が生じる可能性もあり、それを容認することにもなる。条例、規程に基づいた適正な対応が求められている。給水の問題、申込み手続き等の進め方は、担当職員が十分認識されていると思うが、

条例等で調べた限りにおいては、今回のような場合、水道が使えていない状態に あったので、木津川市水道事業給水条例第5条及び第17条による申込みが必要で あると思われるので、その手続きが進められていると思う。その申込書を確認し ていただいた上で、監査をされることを期待する。改めて今回の条例、規程、本 事案に関わる条例を紹介する。先に提出している請求書の中に漏れが生じている のでお伝えする。分担金徴収条例第 2 条に適用基準がある。「この条例は、住宅 団地の造成その他開発行為を行い、かつ、木津川市簡易水道事業から給水を予定 する者に対して適用する。」となっており、第3条で分担金の額がそれぞれ決ま っている。今回は第 3 条 (2)、別表1にあてはまるのが今回の事案だと思って いる。さらに、分担金徴収条例と併せて規程があるので、その規程には第3条1 項に事業者の事前協議とあり「事業の実施を計画したときは、開発給水申請書を 木津川市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、事前に協議しな ければならない。」、第 4 条に「納入義務者は、納入通知書の指定期限までに分 担金を納入しなければならない。2、前項の納期限を過ぎて 30 日までに納入しな いときは、給水の計画を取り消したものとみなす。」とある。本来、納入されて いないときは、給水計画が取消され、給水さえできないという関係になっている と読める。条例第6条で過料「詐欺その他不正行為により分担金の徴収を免れた 者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が 5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。」という厳し い条項が付け加えられている分担金徴収条例及び規定並びに給水条例、規程の 4 つの条例からの関わりをみると、分担金をきちっと払っていただきたいというの が監査請求の趣旨である。地方公営企業法第 13 条には「未収及び未払」がある。 「地方公営企業の現金の収支を伴う収入及び支出のうち、その債権又は債務の確 定の際直ちに現金の収納又は支払をしないものについては、未収又は未払として 計理しなければならない。」条項があるが、これがどのように関わっているのか、 この支払いが納入していただきたい時期的なものがここに関わってくると思われ る。店舗が平成 20 年に開設されているので、平成 19 年の秋ごろに工事着工され ていると思われるので、平成19年度の会計に係ってくる可能性もあると思われる が、今回きっちり対応していただきたい。新聞記事のなかで、監査請求を受けて 掲載された市のコメントを紹介する。「分担金の支払いを請求しているが応じて もらえない。今後は給水停止も視野に督促を強めたい。」と記事にある。担当の コメントと思うが、それが実際にあるということ、この件については、昨年12月 末ころから何度か担当と話をしている。担当の話を聴くと事実、督促はしている ということであるが、監査請求直前にも担当課長にも連絡をとったが、その時点 で未収入ということを確認したので、行政としては十分働かれていると思われた

が、1年過ぎようとしている現在、改善されていないので監査請求という手法をと った。給水が既に 4 月から店舗が営業されているので、その状況で給水停止も視 野に入れて、督促を強めたいという工務課のコメントは非常に重いと捕らえてい る。今回のことに関して、市民の方から厳しい意見を頂いている。「納付金額を ごまかして、本節の給水がされているのであれば、市民に大きな損失となる。開 発には連携があり、負担金が発生してくるが、これは受益者に対して当然の義務 だと判断する。多くの開発事業者がこのようなことをクリアして目的物の完成に 向け、多くの費用を出費している。一部のものだけが得をしては駄目。公正公平 でなければならないと思う。」とあるので、このことを真剣に受け止めて調査し た結果が今の状態である。水道事業会計は、地方公営企業法の適用を受ける企業 会計の位置づけである。第3条(経営の基本原則)にある「常に企業の経済性を 発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進するように運営され なければならない。」とあるので、決められているものについてはきちんと徴収 していただきたい。徴収を怠ることなく責任を果たしていただきたい。今回の監 査結果によって、市民に対する説明責任がなされることを期待しているので、監 査委員の適正な判断を望むものである。

# 第3 監査の実施

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する所定の要件を具備するものとして受理し、同条第 4 項の規定により以下のとおり監査を実施した。

(1) 監査対象事項

請求の趣旨から、木津川市水道事業分担金を監査の対象とした。

(2) 監査対象部局

木津川市上下水道部水道工務課を監査対象部局とした。

## 第4 監査の結果

本件措置請求事項について、その目的である水道事業分担金が納入されたため、 本件請求は却下する。

本件請求は、これを受理した時点では適法になされたものであり、請求の目的である分担金が納入されたことにより、却下の決定を行うものであるが、以下の事実関係の確認等を踏まえて、監査委員として意見を付す。

### (1) 事実関係の確認

本件分担金は、法第 224 条に規定する分担金として、分担金条例第 3 条第 2 号の規定により、平成 20 年 3 月 7 日付けで、施行区域の面積 1 平方メートルにつき 2,000 円により算出し、納入義務者に対して納入通知を発したものである。

本件請求を受理した平成21年2月24日の時点で、分担金は納入されておらず、 その経緯について確認したところ、以下のとおりであった。

本件分担金の対象となった土地(以下、「本件土地」という。)については、平成

19年10月26日に、前所有者から閉栓届が提出され閉栓された。その後、平成20年1月7日に、本件土地にある既存建物の解体等工事用に施工業者を使用者として水道業者から開栓を求める「水道使用異動届」が提出され、再び開栓された。

平成 20 年 2 月 29 日に、店舗建築に関する建築確認の写しを添えて、本件土地の給水装置工事申込書が提出された。水道工務課では、当該申込書の審査を行い、同年 3 月 7 日に「給水装置工事承認書」を交付し、併せて設計審査手数料及び工事検査手数料(以下、「手数料」という。)の納入通知書と「水道事業分担金について(通知)」を、申込者(以下、納入義務者)の委任を受けた指定給水工事事業者へ交付した。

平成20年4月には、本件土地に建物が完成し、店舗として営業を開始されたが、本件分担金及び手数料が納入されないため、水道工務課から口頭や電話により納入義務者や指定給水工事事業者に対して催促を行ったが支払われなかった。

平成 20 年 9 月上旬に電話による催促を行ったところ、同月 10 日に手数料のみが支払われ、給水装置工事竣工報告書が提出された。実際には、すでに使用されている状態で、同月 16 日に、水道工務課職員が工事検査を実施した。

監査委員が水道事業管理者職務代理者へ監査実施通知を送付した後、平成21年3月9日には、水道工務課が指定給水工事事業者と協議を行い、再度、早期に納入されるよう催促を行った。

その後においても本件分担金が納入されないため、平成21年3月13日付けで、本年3月27日を期限として、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促状を納入義務者宛に送付した。

### (2) 新たな事実

前述の督促状で納期限とされた本年3月27日に、納入義務者から本件分担金の全額が納付された。しかし、当初の納入通知書を発送してから、督促状の送付までに1年以上の期間が経過しており、この期間については、請求人の主張するように徴収の手続が適切になされていない状況であったと言わざるを得ない。

#### (3) 監査委員の判断

法第 224 条の分担金は、法第 231 条の 3 第 1 項の規定により、期限を指定してこれを督促することが定められている。本件分担金が、未納のままで、期日を指定した督促状を送付していなかったことは、法 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当に公金の徴収を怠る事実」が存在したものと認められる。

本来、本件分担金は、地方税と同様に強制徴収公債権として、地方税の滞納処分の例により徴収を行う必要がある。

分担金条例では、法第 231 条の 3 第 2 項の督促手数料や延滞金の規定がなされていないが、これは分担金が納付されなければ給水を行わないことで、その納入が担保されることによると考えられる。しかし、本件では、分担金が未納のまま給水を行っているため、本件分担金が未納のまま放置される事態を発生させたとも考えられる。

また、前述のように、強制徴収が法定されている分担金について、口頭で支払い 督促を行うだけで、相当長期に亘って未納のまま滞納処分を実施できない状況は、 負担の公平という観点から、看過することができない。

本来、本件請求には理由があると認められることから、水道事業管理者職務代理者に対して勧告を行うことが相当と考えられるが、監査結果を決定するまでの間に、本件分担金が納入されたため、勧告を行う理由が消滅した。

# (4) 意見

本件請求に関しては、前述のとおり、その目的である本件分担金の納入により、請求自体は却下とする決定を行ったが、長期間に亘り徴収を怠る事実が存在したと認められることから、今後の徴収事務において同様のことがないよう、適正な徴収事務の遂行に努められたい。

また、本件監査を通じてその他の事務処理に関しても、以下のような改善すべき事項が認められたので、水道事業管理者職務代理者及び市長に対して、さらに以下のとおり意見を述べる。

本件の監査を実施するに当たり、関係公文書の写しを閲覧したところ、受信日や納入期限といった重要な日付の記入が漏れているものが認められた。これらは単に事務処理のミスということだけでなく、当該事務の効力にまで影響を及ぼす恐れもあり、遺漏のないように注意喚起されたい。

木津川市給水条例第33条では、給水装置の新設等申込みの際に、手数料を納入しなければならないと規定されているが、実際には同条ただし書きの規定を適用し、申込みの承認時に納入通知書を発行している。申込書提出時には当該申込みが適正かどうかの判断ができないことから、審査に一定の時間を要するとの説明を受けたが、原則に拠らず「特に必要がある」と認める場合には、管理者の決裁を経た上で決定される必要があり、その手続を適切に行われたい。

これらの業務処理方法や、関係課間の役割分担及び決裁手続の見直し等、適正化に努められたい。

以上の内容は、今回監査の対象となった部局において限定的に発生しうる事象とは考えられないことから、すべての部署において公文書における日付等の記載漏れや、条例規則における特例事項の適用に関する決裁手続を再点検するなど、同様の事象が再発することのないように努められたい。